

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 国民健康保険組合の規約の変更認可

○ 保安林の解除予定

○ 道路の区域変更

○ 道路の供用開始

### 【公告】

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

○ ” ”

○ ” ”

○ 国土調査の成果の認証

○ 岡山県海面漁業調整規則に基づく聴聞

○ 公共測量の実施

○ 河川整備計画の変更

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ ” ”

○ 落札者等の決定

### 【選挙管理委員会】

○ 公職選挙法等執行規程の一部改正

## 目次

担当課（室）

○ 公職選挙法事務取扱規程の一部改正  
（以上県例規集登載）

### 【内水面漁場管理委員会】

○ 第二百三十八回岡山県内水面漁場管理委員会の開催

内水面漁場管理委員会

”

長寿社会課

治山課

道路整備課

”

県民生活交通課

”

中山間・地域振興課

課

水産課

監理課

河川課

建築指導課

”

警察本部会計課

選挙管理委員会

# 令和2年9月11日 岡山県公報 第12227号

## ◎岡山県告示第四百七十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七条第二項の規定により、国民健康保険組合の規約の変更を次のとおり認可した。

令和二年九月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 組合の名称

岡山県建設国民健康保険組合

### 二 変更事項

#### 組合員の範囲

1 組合員の資格を得るには次の要件をすべて満たしていなければならない。

(1) 岡山県建設労働組合の組合員であること。

(2) 組合員は大工、左官、建具、板金、畳、造園、塗装、タイル、配管、配電、屋根、表具、ガラス、小舞、ラス張、防水、サッシ、ブロック、石工、ハツリ、鉄骨、鉄筋、鳶、家引、土工、インテリア、型枠工、スレート葺、エクステリア、軽天仕上、シャッター取付、築炉、建築家具、ダクト、建築美装、プレハブ組立、外装仕上、溶接工、保温工、設備機械工、設計士、内装工、ガン吹工、空調、住宅設備、舗装、断熱、サイディング、測量士、建設営業、地質調査、防災工（消防設備）、営繕、現場監督、金物取付、看板工、防蟻工、建設車両運転手、事務員（準組合員）、解体工、人夫（雑役）の各職種で建設業に従事する者及びこれらの者が従事する事務所において事務に従事する者で第四条の地区に住所を有するものとする。ただし、第四条第二号の地区に住所を有するものについては、同条第一号の地区内に所在する事業所において建設業の事業に従事するものに限る。

2 1の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条に規定する被保険者は、組合員としない。

### 三 認可年月日

令和二年八月二十五日

# 令和2年9月11日 岡山県公報 第12227号

## ◎岡山県告示第四百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和二年九月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 解除予定保安林の所在場所

総社市小寺字西ノ奥一五五二の三五、一五五二の三六

### 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### 三 解除の理由

水道事業用地とするため

# 令和2年9月11日 岡山県公報 第12227号

◎岡山県告示第四百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年九月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 下原船穂線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
倉敷市真備町川辺字小屋谷二九九六番一 地先から 倉敷市真備町川辺字東谷三〇四二番四地 先を経て 倉敷市真備町川辺字東谷三〇四二番五地 先まで	新	七・〇 一〇・五	二五四・〇
倉敷市真備町川辺字小屋谷二九九六番一 地先から 倉敷市真備町川辺字東谷三〇四二番五地 先まで	旧	七・〇 九・〇	二五四・〇

# 令和2年9月11日 岡山県公報 第12227号

◎岡山県告示第四百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年九月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類		路線名	区間	供用開始年月日
県道	宮原力万線	下原船穂線	倉敷市真備町川辺字小屋谷二九九六番一地先から倉敷市真備町川辺字東谷三〇四二番四地先を経て倉敷市真備町川辺字東谷三〇四二番五地先まで	令和二年九月十一日
	美作市宮原字与治郎前へ五五二番五地先から美作市宮原字戸尻四八五番二地先を経て美作市宮原字熊井峠口四八六番二地先まで			

# 令和2年9月11日 岡山県公報 第12227号

〔四一〇〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和二年九月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

令和二年九月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人移動ネットおかやま

三 代表者の氏名

横山 和廣

四 主たる事務所の所在地

新見市哲西町矢田三六〇四番地

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障がい者などの移動困難者及びその移動を支援する団体に対して、移動サービスに関する事業を行い、市民の生活権の一部である移動権の確立に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔四一〕 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和二年九月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

令和二年九月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人かんなぎ

三 代表者の氏名

今野 友紀

四 主たる事務所の所在地

総社市三須七九六番地

五 定款に記載された目的

この法人は、吉備の自然・歴史・文化が育んだ精神性を継承し、備中神楽をはじめ、現存する地域資源を共に創意工夫して魅力を高め、市民が地域に誇りや喜びを感じて暮らせるまちづくりの推進、文化・産業の振興に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

社員の資格の得喪に関する事項、役員に関する事項及び会議に関する事項

# 令和2年9月11日 岡山県公報 第12227号

〔四一二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和二年九月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

令和二年九月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人未来へ

三 代表者の氏名

藤本 優

四 主たる事務所の所在地

津山市中之町六一

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民、おもに児童養護施設の子どもたちと、不特定多数のニートや引きこもりを対象に、生活向上並びに社会的自立支援に関する事業を行い、青少年が自分らしく生き、夢と希望と生きがいを持って暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類



令和2年9月11日 岡山県公報 第12227号

〔四一三〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和二年九月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

玉野市	調査を行った者の名称
平成二十九年三月	調査を行った期間
玉野市 地籍図及び 地籍簿	成果の名称
八浜町八浜の一部	調査を行った地域
令和二年九月二日	認証年月日

# 令和2年9月11日 岡山県公報 第12227号

〔四一四〕岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）第四十八条第三項及び同規則第五十条第三項において準用する同規則第四十八条第三項の規定による聴聞を行う。

令和二年九月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 聴聞を受ける者

広島県福山市古野上町八番一〇―三〇一号 村上 孝樹

広島県福山市走島町一六〇番地六 村上 一幸

広島県福山市明王台二丁目一番六号 高橋 和照

岡山県笠岡市北木島町 畦坪 徳浩

## 二 期日

令和二年九月二十五日午前十時から

## 三 場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県庁七階水産課分室

# 令和2年9月11日 岡山県公報 第12227号

〔四一五〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

令和二年九月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

高梁川流域	測量区域
公共測量（航空レーザ測深）	測量の種類
令和二年九月一日から令和三年二月二十六日まで	測量期間

〔四一六〕河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定により定めている一級河川高梁川水系小田川ブロック河川整備計画を令和二年八月十七日に変更した。

その関係図書は、岡山県土木部河川課、岡山県備中県民局建設部建設企画課及び同部井笠地域設計審査班において、一般の縦覧に供する。

令和二年九月十一日

河川管理者 岡山県知事 伊原木 隆 太

# 令和2年9月11日 岡山県公報 第12227号

〔四一七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年九月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字天神前二〇六一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市片島町五〇六一マーヴェラス一〇二

山崎 泰一

三 許可番号

岡山県指令建指第一三〇号

# 令和2年9月11日 岡山県公報 第12227号

〔四一八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年九月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字栢寺元三〇三一三、三〇三一四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市西郡九三六一セレーノA二〇一

藤原 和央

藤原 美咲

三 許可番号

岡山県指令建指第一三三三号

# 令和2年9月11日 岡山県公報 第12227号

〔四一九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和二年九月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 借入件名及び数量

岡山県警察ネットワーク端末 七一六式

二 借入期間

令和三年二月一日から令和八年一月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部警務部情報管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和二年八月二十七日

五 落札者の名称及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社

岡山市北区下石井二丁目二番五号

六 落札金額

一月当たり一、八五〇、〇九〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一六八、一九〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和二年七月三日

◎岡山県選管告示第五十号

公職選挙法等執行規程（平成八年岡山県選管告示第十九号）の一部を次のように改正する。

令和二年九月十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

第三十三条第一項中「原稿用紙（）」の下に「県委員会が提供する同様式の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）を含む。」を、「一通」の下に「又は記録した掲載文」を加え、「上半身の手札大の白黒写真二葉」を「写真（以下この項及び次項において「写真」という。）二葉又は写真の電磁的記録」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 写真は、無帽、正面向き、上半身及び無背景で、おおむね縦十センチメートル、横八センチメートルの寸法の長方形のものでなければならない。

第三十四条第一項中「活字、ペン等を用いて原稿用紙の枠内に黒色の色素により記載し」を「無彩色で記載し、又は記録し」に改め、同条第二項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、「記載できる」を「記載し、又は記録することができる」に、「前条第二項」を「前条第三項の規定」に改める。

第三十五条第一項中「記載し」を「記載し、又は記録し」に、「又は文字」を「の記載又は記録」に改める。

第四十条第二項を削る。

様式第三十六号中「別紙」を「別添」に

2 葉

を

別添のとおり

に改める。



令和2年9月11日 岡山県公報 第12227号

附則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県選管告示第五十一号

公職選挙法事務取扱規程（昭和五十一年岡山県選管告示第三十四号）の一部を次のように改正する。

令和二年九月十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

第十六条第二項中「氏名」の下に「二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間」を加える。

第十七条の二第一項中「第二十六条第二項」を「第二十六条第三項」に改め、「及び指定関係投票区」の下に「又は特例指定関係投票区（以下「指定関係投票区等」という。）」を加え、「若しくは指定関係投票区」を「若しくは指定関係投票区等」に改める。

第十六条第一項	法第三十七条第二項及び令第二十四条第一項	法第四十一条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第三十七条第二項及び令第四十八条の三の規定により読み替えて適用される令第二十四条第一項
第十六条第二項	令第二十五条	令第四十八条の三の規定により読み替えて適用される令第二十五条
第十七条第一項及び第二項	法第三十八条第一項	法第四十一条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第三十八条第一項
第十七条第三項	令第二十七条	令第四十八条の三の規定により読み替えて適用される令第二十七条

第三十三条の二第一項中

を

第十七条第三項

令第二十七条

令第四十八条の三の規定により読み替えて適用される令第

に改める。





間 年 月 日 時 分から 時 分まで」に定める。  
 様式第四十号の六中「選任され、かつ、次の日時に立ち会う」や「次のとおり選任される」は、「立ち会う日時 年 月 日 時 分から 時 分」や「立ち会う日及び時間 年 月 日 時 分から 時 分まで」に定める。

様式第四十号の十中

所属政党又は政治団体の名称	立ち会う日時	や	所属する政党その他の政治団体の名称	立ち会うべき日及び時間
---------------	--------	---	-------------------	-------------

に定める。

様式第五十七号の二中「第五項」を「第六項」に改める。  
 様式第六十五号その四中「を」を「を」に、「が」を「に」に改める。

参議院名簿届出政党等の名称	得票総数	参議院名簿登載者の得票総数(内訳は開票録のとおり)		参議院名簿登載者以外の参議院名簿届出政党等の得票総数	参議院名簿届出の政党等	得票総数	参議院名簿登載者の得票総数(内訳は開票録のとおり)		各参議院名簿届出の参議院名簿届出の得票総数
		各参議院名簿登載者の得票総数(内訳は開票録のとおり)	各参議院名簿届出の参議院名簿届出の得票総数				各参議院名簿届出の参議院名簿届出の得票総数	各参議院名簿届出の参議院名簿届出の得票総数	
	票					票			

様式第六十九号その四中

参議院名簿届出政党等の名称	得票数	うち各参議院名簿登載者の得票総数(優先的に当選人となるべき候補者を除く。)		左記を除く参議院名簿届出の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票を含む。	参議院名簿届出政党等の名称又は略称	うち法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票総数(内訳は開票録のとおり)
		得票総数(内訳は開票録のとおり)	得票総数(内訳は開票録のとおり)			
	票					

に定める。

を



◎岡山県内水面漁場管理委員会公示第三号

岡山県内水面漁場管理委員会事務規程第五条第一項の規定により、第二百三十八回岡山県内水面漁場管理委員会を次のとおり開催する。

令和二年九月十一日

岡山県内水面漁場管理委員会

会 長 加 藤 卓 夫

一 日時

令和二年九月二十八日（月）

午後一時から

二 場所

岡山市北区丸の内一丁目九番六号

児島湾漁村センター

TEL（〇八六）二二五―三八五四

三 議題

第一号議案 岡山県内水面漁業調整規則の改正について

第二号議案 岡山県内水面漁場管理委員会事務規程等の改正について